九十九里地域水道企業団一般競争入札実施要領

(趣 旨)

第1条 この要領は、九十九里地域水道企業団(以下「企業団」という。)が実施する制限付一般競争入札(以下「一般競争入札」という。)について、九十九里地域水道企業団財務規程(平成3年九十九里地域水道企業団管理規程第2号)に定めるほか、必要な事項を定めるものとする。

(定 義)

第2条 この要領において、一般競争入札は企業団が地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「令」という。)第167条の5の2の規定により、 契約ごとに必要な入札参加資格を定めて行う競争入札をいう。

(対象工事等)

- 第3条 この要領に定める一般競争入札の対象となる建設工事等は、原則として次の各号に掲げるとおりとする。
 - (1) 発注金額(建設工事等の設計金額をいう。以下同じ)が200万円を超 える建設工事又は製造の請負
 - (2) 発注金額(単価契約による場合は、予定数量により算出した概算金額) が150万円を超える財産の買入れ
 - (3)発注金額(単価契約による場合は、予定数量により算出した概算金額) が80万円を超える物件の借入れ
 - (4) 発注金額(単価契約による場合は、予定数量により算出した概算金額) が50万円を超える財産の売払い
 - (5) 発注金額(単価契約による場合は、予定数量により算出した概算金額) が30万円を超える物件の貸付け
 - (6) 前各号に掲げるもの以外の発注金額(単価契約による場合は、予定数量 により算出した概算金額)が100万円を超える契約

(所在地域の設定)

第4条 入札参加者の本店又は支店等の所在地域は、契約の性質、地域の経済 活性化、雇用の促進及び業者の育成、競争性の確保に留意しながら設定する こととする。

(資格の設定)

- 第5条 入札参加者の資格は、次の各号に掲げるものとする。
 - (1) 九十九里地域水道企業団建設工事等入札参加資格者名簿に登載されている者で、九十九里地域水道企業団建設工事請負業者等指名停止措置要領(以下「措置要領」という。)に基づく指名停止措置を一般競争入札の公告日から入札(開札)日までの間に受けていない者。
 - (2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定 に該当する者のほか、次に掲げる者でないこと。
 - ア 手形交換所による取引停止処分を受けてから2年間を経過しない者又は 当該工事の入札(開札)日前6か月以内に手形、小切手の不渡りがあった 者。
 - イ 会社更生法の適用申請した者で、同法に基づく裁判所からの更生手続開 始決定が公告日までにされていない者。
 - ウ 民事再生法の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの再生手続 開始決定が公告日までにされていない者。
 - (3) 前各号に掲げるもののほか、建設工事等の種類、規模、技術的難易度、 特殊性等により別に資格要件を定めたときは、当該資格を有する者。

(建設工事等の公告及び公表)

第6条 一般競争入札を行うとする場合、地方自治法施行令第167条の6の 規定により、企業団のホームページ及び業界紙にて公表するものとする。こ の場合において、その公告期間は、公告日から起算して10日間以上(急施 を要する場合にあっては5日間)とする。

(資格確認の申請)

第7条 入札参加者は、企業団指定の一般競争入札参加資格確認申請書に必要 事項を記載し、公告で定められた方法により申請(提出)しなければならな い。

(資格の決定)

第8条 一般競争入札の入札参加者(落札候補者)の資格の有無については、 入札参加者(落札候補者)から申請(提出)された、一般競争入札資格確認 資料をもとに一般競争入札資格要件審査表により、契約担当課長が確認し決 定するものとする。

(資格確認結果の通知)

第9条 一般競争入札への入札参加資格(落札候補資格)の有無については、申請期限(開札日)日から原則として15日(7日)以内に文書又は口頭をもって入札参加者(落札候補資格者)に通知するものとする。

(無資格者への理由説明)

- 第10条 前条の規定により、一般競争入札への入札参加資格(落札候補資格) がない旨の通知を受けた入札参加者(落札候補資格者)は、当該通知の日から5日以内に書面をもって契約担当課長に説明を求めることができる。
- 2 契約担当課長は前項の規定により説明を求められた場合、説明を求められた日から3日以内に書面をもって回答するものとする。

(入札の執行)

第11条 一般競争入札の資格確認の結果、資格を有すると認められた入札参加者が1者の場合でも、当該入札は執行するものとする。

(秘密の保持)

第12条 入札参加者(落札候補資格者)から提出された一般競争入札資格確 認資料は、入札参加者(落札候補資格者)に返還することを要せず、また、 いかなる場合もこれを公表しないものとする。

(入札結果の公表)

第13条 一般競争入札の落札者の決定後、速やかに企業団のホームページ及び業界紙にて公表するとともに開札調書を閲覧方式により公表するものとする。

(委 任)

第14条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は企業長が別に定める。

附則

この要領は、平成19年4月1日から施行する。

附則

この要領は、平成25年4月1日から施行する。

附則

この要領は、令和7年4月14日から施行する。